

北広島町農業委員会第 12 回総会議事録

- 事務局 (第 12 回北広島町農業委員会総会開会宣言)
- 会長 (開会あいさつ)
- 事務局長 (報告)
- 会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 4 番、6 番にお願いします。
-

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 6 年 6 月 20 日提出
北広島町農業委員会 議長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員 15 番の●●委員より補足説明をお願いします。
- 15 番 ●●委員が欠席のため、代わって 15 番の●●が説明します。6 月 18 日に●●委員、●●推進委員ともに現地で調査を行いました。この申請地は以前より譲受人が野菜を栽培されておられましたが、この度、売買ということで申請をされております。非常にきれいに管理されており、周辺の農地への影響も全くございません。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 申請のとおり、許可することに決定いたしました。
番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 15 番 担当委員 15 番の●●から説明を行います。6 月 18 日に●●委員、●●推進委員と現地確認を行いました。申請農地は既に譲受人が管理されており、周辺農地に対する影響もないものと思われま。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号に該当し

ないため、許可要件を満たしていると考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問、ご意見を申し上げます。ありませんので質疑を打ち切って採決します。審査のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。申請のとおり許可することに決定しました。番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 では番号3番について、●●委員より説明をお願いします。

9 番 9番の●●が補足説明をさせていただきます。去る6月14日、●●委員、●●推進委員と3名で現地確認をさせていただきました。現在の耕作については近所の方がやっておられ、譲受人は来年度から耕作をされるとお聞きしています。現状で、譲受人は川戸の地区一帯を受けておられ、耕作には問題ないと思われま。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件すべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは番号3番について、ご質問ご意見を申し上げます。ありませんので質疑を仕切って採決いたします。審査のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、申請のとおり、許可することに決定しました。番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 それでは担当の●●委員から補足説明をお願いします。

13 番 13番●●より説明をします。譲渡人のお父さんが管理されておられましたが、亡くなられて、譲渡人が相続をされておられます。譲受人のご両親が15年前から管理されており、譲渡人のおばあさんが亡くなられてからは宅地も併せて借りられて管理されていたということです。最初、譲受人のご両親に相談があり、息子の譲受人の方に譲渡されるようになったと聞いています。現在、譲受人は地元の企業に勤められており、隣接する宅地から通われている状況にあります。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは番号4番について質疑に入ります。ご質問、ご意見を申し上げます。

- 1 番 写真を見る限りでは畑ですが、現状では雑草も生えているように見えるのですが、
どうですか？
- 13 番 実際に現地を見ますと、ジャガイモとか、トマトとか、かなりの種類の野菜が作ら
れているようで、雑草は周りの畦に多く、実際には雑草の管理がされていないよう
な状況でした。写真は宅地側から撮ったものです。
- 議 長 その他ご質問がありますでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。許可してもよいと思われる方は挙手
をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定いたしました。
番号5番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 それでは、担当の●●委員より補足説明をお願いします。
- 3 番 3番●●の方で説明します。去る6月13日に●●さん、●●推進委員さんと3人で
現地確認を行いました。この件は4月総会の番号2番の3条で、192㎡で新築中案件
の関係者と同一人ということです。畑が127㎡であったのですが、我々の調査の段
階では、一段高いところをユンボで押し均して1枚にしている状態でした。です
から登記地目が畑であっても現況地目が田となっており、申請者も間違っておられ
るようで、現況地目は田とするのが正しいと思われます。この田は、以前、●●が
利用権設定をされて、1年ほど休んで今年度から法人「●●」が請け負って作業す
るということです。排水路や畦畔の草刈りなど管理は譲受人がやると言っておられ
ます。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを
満たしていると考えます。
- 議 長 それでは番号5番について、質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いいたしま
す。
ありませんか。それでは質疑を仕切って採決いたします。許可してもよいと思われ
る方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議 長 農地法第4条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年
6月20日提出 北広島町農業委員会 議 長 下岡 道範。番号6番について、
事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 続きます、担当の●●委員から補足説明をお願いします。

6 番 それでは●●の方から説明させていただきます。6月の15日に●●委員、●●推進委員とともに現地確認をいたしました。13ページの地図を見てもらいたいのですが、赤線で囲んであるところが申請地です。ここは畑の地目ですが、現在、何も作られていません。そこに母屋と納屋がありますが、納屋を解いている途中で申請が必要であるということがわかって申請をしたということです。こちらの方に現在、肥土があるようになっていますが、ここに駐車場をつくるという案件になっています。確認をした時には、畑には何も作付けはしてありませんでした。母屋の方には弟さんが住まわられていて、母屋を残して納屋を解いて、そこにお祖父さんが建物を新築されるという計画の案件です。ご審議の方をよろしくをお願いします。

議長 この件についてご意見、ご質問はありませんでしょうか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。番号6番について、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定します。
それでは番号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 番号7番と関連性があります番号8番について、一括して説明させていただきます。(議案説明)

議長 それでは番号7、8番について、担当の●●委員から補足説明をお願いします。

6 番 それでは平面図の16ページを見ていただきたいと思います。番号7番の牛舎と牛の運動場というところですが、左に自宅があります。本人は高齢で、週に2、3回、通われているようです。今はすべて息子さんが作業を行っているということです。牛舎と牛の運動場については、町道をつくった時に用途変更と名義変更が済んでいるものと思われていたようですが、この度の申請にあたって、済んでいないことが判明しました。町役場の方に何回も来てもらって、資料の方も見てもらって、まだ済んでいないということを確認し、今回の申請になっています。牛舎には2頭の牛が入っておりまして。
次に8番の墓所についてですが、17ページにありますように、7番の畑というところに、1.8m×1.4mの場所(墓所)をもっていきたいということです。今の墓所は自宅より高速道路の高架をくぐった山中にあります。急な上り坂があつて不便なところで、掃除もしにくいいため自宅の近くに持ってきてほしいということで申請になりました。以上、ご審議の方をよろしくをお願いします。

議長 それでは、この件についてご意見、ご質問はありませんでしょうか。

3 番 確認ですが、内容が墓地の申請なので7番、8番に分けて申請をしなければならないのか、また、7番には他にも色々な案件が含まれているようですが、その線引きはどのようになっているのですか。

事務局 整理の仕方としましては、現状で牛の運動場や牛舎などの施設について無断転用の状態でした。それで、お墓の新設の申請に併せ無断転用の是正をするということで、二つに分けて申請をしていただいています。例えば、一面全部転用されるという状態でしたら、無断転用分の申請は出していただく必要はなかったのですが、無断転用物の残る状態になりますので、二つに分けて申請いただくようしています。もしも畑の部分がお墓のところに残るようでしたら、分筆をお願いするようになりますが、お墓の部分も、畑の部分もすべて更地にされて、これから利用されるということですので、このような申請になっています。

3 番 分筆をしなくてもよいという基準はどこにあるのですか。

事務局 例えば、一筆の中で少しでも畑が残るのならば分筆が必要となりますが、今回の場合は一筆を全面転用されることとなりますので、分筆の必要はないということになります。

2 番 以前の農業用施設届の場合、200㎡以内であれば分筆の届をしなくてもよいということでした。もうひとつ、畑の一角に墓地をつくるという場合、分筆をせずに許可をしたという事例が過去にあったような気がしますが、それでよろしいのですか。

事務局 それで大丈夫です。畑部分が残る場合でしたら法務局の登記の関係でも、農業委員会でも、一筆のうち農地が残る状態で許可はできないものとなりますが、今回は全面が転用されていることとなりますので問題はないと考えられます。

議長 墓地というのは非課税、その他は課税といったことから整理をされるということでもよろしいでしょうか。その他、この件についてご意見、ご質問はありませんでしょうか。ないようでしたら質疑を打ち切って採決します。番号7、8番について、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定いたします。

議長 議長を交代いたします。それでは番号9番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは番号9番について、担当の●●委員から補足説明をお願いします。

13 番 それでは13番の●●より補足説明をさせていただきます。去る6月12日に●●委員さん、●●推進委員さんとともに現地の確認並びに申請人との面談を行ってきました。昨年、2名の方と何回も農地の方に行っています。地元の方にもヒアリングをしてきています。なぜかという、昨年、ここに太陽光パネルを設置中だということで、問題になった個所だということです。太陽光パネルは撤去していただいたのですが、ここは一種農地であるということが問題となりまして、事務局の方から県の方にも言うていただきましたし、当事者とも面談をしてきています。去年の11月20日の総会の後の農政懇談会で経過説明をしていただいています。結論として、違反転用にはあらず、故意ではなくやむを得なかったものとして皆さんに報告

し、説明をしていただいています。皆さんにはここで、了承していただいたということで、去年の12月28日、農振除外申請を県の方へ行っています。そして令和6年の4月9日に12条公告の申請者への通知がおりて、当事者の方へ連絡をしております。5月20日に農地転用の通知及び意見書の交付願いとということで、土地改良区理事長の方へ出されています。併せて地区除外申請も土地改良区の理事長の方へ出されています。同じく5月20日に4条許可申請を始末書と併せて提出され、6月12日に土地改良区理事長から差支えないという意見書意をいただいています。以上のような状況です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それでは、これから9番の件について質疑に入ります。ご意見、ご質問をお願いします。

3 番 私も調査に同行しているので、調査自体に異議があるわけではありませんが、調査の段階でいただいた資料の中に、千代田土地改良区の理事長の名前での意見書と地区除外申請というものがあり、これらには印も署名もなく、これはどうなのかということは現場でも議論になりました。これまでいくつもの申請案件がありましたが、こういった書類は、私は見たことがありません。なぜ今回、このような事務手続きがされたのか、どういう経過でこのような処理が必要だということになったのか、事務局に説明いただきたいと思えます。必要があるのか、ないのかということです。誰が言い出したのか、これまで、ここまでのことは無かったし、ということです。たまたま私は改良区の理事になっているので、その改良区の総会で一種農地に関して話をするのに、内容の確認がよくできないので。(役場の)担当者は公務員なので、信頼して事務局段階で調整すればよいということで理事会決定し、総代会にもかける必要はないということにしていますが、これまで私は見たことがないし、理解ができません。

事 務 局 担当者の方からも内容をよくつないでいなかったもので、すいませんが内容を整理して、また役員会の方で検討させてください。

3 番 行政的な事務について、省くものは省いて、農家の利便性を第一に考えた事務運用をやってもらいたいということです。

議 長 他にありますか。これが、来月の県の審議会に載ります。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

議 長 農地法第5条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和6年6月20日提出 北広島町農業委員会 議 長 下岡 道範。

10 番案件が取下げになりましたので、11 番案件からになります。議長交代いたします。

議長 それでは番号 11 番について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 それでは番号 11 番について、担当の●●委員からご説明をお願いします。

会長 それでは 11 番について説明を行います。図面番号の 11-2 を見ていただきたいのですが、申請地は 480-3 で、その隣に 408-2 があります。3 年くらい前に二つの田と畑を購入されました。田の方は●●さんが翌年には水稻を作付けされましたが、畑の方は保全管理ということで現在に至っています。この畑につきまして、今回●●さんが譲り受けられて、居宅、倉庫、駐車場の申請となっています。周りの状況で水につきましても制限するようなものではありません。審議のほどよろしく願います。

議長 この件に関して、意見や質問はありませんでしょうか。

3 番 参考までに質問です。これは一種農地ですよね。行政書士の申請なのか本人申請なのか、どうなのでしょう。

事務局 行政書士の申請となりまして、先ほどの案件と同様に土地改良区の意見書についても一緒につけて出しているものになります。

3 番 同じ行政書士ですか。

事務局 先ほどの申請の行政書士とは違う行政書士になります。意見書についてはこれまでも出していただいています。

3 番 調査委員には回っていなかったということですか。

議長 今まではそうなります。あくまでも土地改良区に対する申請となりますので、農業委員会への申請書の添付書類としては無いものになります。今回、扱いを分けていない状態でして、一緒に届いたということになっています。

3 番 わかりました。まあ、それは別途整理ということですよ。

● 番 これは 6 月 15 日に●●委員と●●推進委員と調査をしております。

議長 その他、ご意見ありませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について許可してもよいと思われる委員の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定します。それでは番号 12 番について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 (議案説明)
- 議長 それでは番号 12 番について、●●委員から補足説明をお願いします。
- 14 番 14 番の●●です。6 月 14 日に夕方 5 時から●●推進委員、●●推進委員と私の 3 人で現地を確認しております。農地の方は以前の農業委員会で許可していただいておりますが、空き家バンクで農地も土地も全部譲り受けられるということで、今回の所有権移転の登記に際してこの状況が発覚したということです。地目の適正化を図るためにも必要な手続きになりますので、この申請は許可相当であると思われます。周辺の土地への影響もありませんので、よろしくをお願いします。
- 議長 12 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いいたします。
- 議長 無いようなので、質疑を打ち切って採決をいたします。12 番について申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、許可することに決定します。

議案第 4 号 農業用施設の転用届について

- 議長 農地法施行規則 29 条第 1 項第 1 号の規定により別紙のとおり届け出があったので審議を求める。令和 6 年 6 月 20 日提出 北広島町農業委員会 議長 下岡 道範。13 番について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 それでは番号 13 番について、補足説明を●●委員からお願いします。
- 15 番 15 番の●●から補足説明を行います。6 月 18 日に●●委員、●●推進委員と現地確認を行いました。この議案は、議案番号 2 の農地に設置されているものです。申請内容については摘要欄にあるとおりで、顛末書を添えて申請をされています。審議のほど、よろしくをお願いします。
- 議長 それでは番号 13 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。
- 議長 無いようなので、質疑を打ち切って採決をいたします。番号 13 番について申請のとおり受理してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、受理することに決定いたします。それでは議長を交代いたします。

- 議 長 それでは番号 14 番について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 それでは番号 14 番について、担当●●から補足説明をお願いします。
- 14 番 事務局の説明のとおりで、6 番の案件のところで作業用道路があったという申請ですので、改めて説明することはありません。審議の方をよろしくをお願いします。
- 議 長 それでは番号 14 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。
- 議 長 無いようなので、質疑を打ち切って採決をします。番号 14 番について申請のとおり受理してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、受理することに決定します。それでは議長を交代します。
- 議 長 それでは番号 15 番案件について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 それでは番号 15 番について、担当●●から補足説明をお願いします。
- 13 番 13 番の●●から補足説明をさせていただきます。去る 6 月 12 日に●●委員さん、●●推進委員さんと現地を確認してまいりました。申請内容については摘要欄のとおりです。申請人のおばあさんの代に道路の拡幅工事があって、その時に事務的な処理をしておけばよかったのですが、両方がお金を出したくなかったのだと思います。落としどころとして農業用施設になったのではなかろうかと思われます。実際は宅地に行く道路ですので、分筆すると登記料が発生するとか、またそれをどちらが出すのか、というような話になって、最終的には農業用施設の進入路としておけばということでおさまったようです。そこを通じて田畑の方にも行けるので、現場の実態としては間違いでもない状況でもあります。
- 議 長 それでは番号 15 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。
- 議 長 無いようなので、質疑を打ち切って採決をいたします。番号 15 番について申請のとおり受理してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、受理することに決定します。
- 議 長 それでは番号 16 番案件について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)

- 議 長 それでは番号 16 番について、●●委員から補足説明をお願いします。
- 16 番 16 番の案件について 6 月 13 日に●●委員と現地の方に行きまして、所有者参加のもと確認をさせていただきました。41 ページにありますように、周辺は道路と上側は田という位置的な状況があります。事業そのものについては農業をされている●●さんが倉庫等が欲しいということからこの届を出しておられます。位置的にも農地の周辺ですし、面積は 111 m²ということになっています。従いまして、周辺の農地にも影響がないことから妥当であるという判断をさせていただきました。
- 議 長 それでは番号 16 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。
- 議 長 無いようなので、質疑を打ち切って採決をします。番号 16 番について申請のとおり受理してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手、全員です。したがって届出のとおり、受理することに決定いたします。

議案第 5 号 非農地証明申請について

- 議 長 非農地現地調査員の現地調査の結果、別紙申請にて非農地証明を発行することに承認を求める。令和 6 年 6 月 20 日 北広島町農業委員会 議 長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 議 長 それでは担当の●●委員から説明をお願いします。
- 9 番 9 番の●●です。補足説明をします。去る 6 月 14 日●●委員さん、●●推進委員さんと現地確認を行いました。写真の方が現状のゴミステーションになっております。耕作できる状態でないことを現地で確認させていただきました。もう一方の 4302 番の方につきましては、平成 27 年の公共事業である急傾斜地崩壊対策事業で施工済みでございます。以上、現状から妥当と判断します。
- 議 長 それでは番号 17 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。
- 議 長 無いようなので、質疑を打ち切って採決をします。番号 17 番について申請のとおり証明を発行してもよいと思われる方は挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手、全員です。したがって申請のとおり、証明書の発行について承認をしました。

議案第6号 農用地利用集積計画について

議 長 農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画について意見を求める。令和6年6月20日提出 北広島町農業委員会 議 長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは議案第6号について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

事 務 局 (議案説明の訂正)

9 番 案件の中で、2年から5年で3件あるのですが、例えば139番ですが、2年と7か月という期間が設定されていますが、期間終了後は元に戻されるのですか。

事 務 局 終期を迎えた後のところは確認がとれていません。

議 長 他にはありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。議案第6号について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手、全員です。したがって申請のとおり決定いたしました。

議案第7号 農業振興地域整備計画の一部変更について

議 長 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条第2項の規定により意見聴取があったので意見を求める。令和6年6月20日提出 北広島町農業委員会 議 長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは議案第7号について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

議 長 ご質問、ご意見はありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。議案第7号について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手、全員です。したがって意見無しということに決定しました。

議案第8号 農地法に基づく処分について、審査基準の改正について

議 長 農地法等に基づく処分に係る審査基準等の改正について承認を求める。令和6年6月20日提出 北広島町農業委員会 議 長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 ここで議案第8号について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。これまで北広島町では営農型の太陽光は出ていないです。東広島とか、呉とか、江田島とかにはたくさん出ているようですが。

議 長 ご質問、ご意見はありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。議案第8号について申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手、全員です。したがって意見無しということに決定しました。

事 務 局 ご起立ください。以上を持ちまして、第12回農業委員会総会を閉会といたします。一同互礼。ありがとうございました。

議事終了